

名称等	市内保育事業所における不適切保育について
担当	市民福祉部福祉事務所 子育て支援課 直通 055-934-4826

## 1 概要

市内保育事業所における不適切な保育事案について、当該事業者から市に対し報告があったもの。

## 2 経緯

令和5年1月20日（金）当該事業所の職員と保育士が来庁し、所内において不適切な保育が行われていたことが判明したため、報告及び今後の対応についての相談があった。

1月20日の夜に当該事業所において職員会議が開かれ、状況確認をしたとの報告があったため、1月21日（土）市職員が当該事業所へ向かい詳細を確認した。

## 3 報告を受けた内容

### (1) 行われた時期

令和4年10月頃まで

### (2) 該当職員

所長及び周辺の保育士数人

### (3) 行為

- ・0歳児の頬を引っ張って広げ面白がっていた。
- ・水性ペンで顔に落書き（ヒゲ・繋がり眉毛等）をしていた。
- ・イベントでお面を怖がって泣く園児を追い回した。
- ・イベント後、言うことを聞かない場合などにお面を見せて怖がらせた。
- ・上記のような園児の様子を写真にとり、職員間のグループラインで共有 等

## 4 今後の対応

### (1) 事実確認・調査

### (2) 事業所に対し注意喚起、指導

- ・保育内容に関して是正、再発防止のための体制づくりを指示
- ・現在入所中の児童保護者に対し、事情説明をすること
- ・方針決定、実施等については市に対し逐一報告すること

### (3) 事業所への監査を実施

- ・市職員による立入り監査実施

※ 該当事業所の名称については、少人数での保育を行っている事業所であり、入所児童等の特定に繋がる恐れがあるため公表は控える。